

## 建設業に係る申請者のみなさま

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言が発令されており、当面の間、「郵送」による申請を原則とさせていただきます。

皆様のご理解と御協力をお願い致します。

【問合せ先】

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

○建設業許可について : 建設業係

○経営事項審査について : 調査係

○経営力向上計画について : 連携推進係

電話06-6942-1141(代)